

医療機関における宿日直許可申請マニュアル

東京都医療勤務環境改善支援センター



1 申請から宿日直許可までの流れ

労働基準監督署に宿日直許可の申請を行ってから許可の交付を受けるまでの流れは、おおむね以下のとおりです。

(1) 管轄の労働基準監督署に、申請書（様式第 10 号）原本 2 部及び添付資料を提出

- 提出書類の詳細については、下記「2 提出する申請書（様式第 10 号）及び添付資料」を参照してください。
- 申請書（様式第 10 号）に記載された内容が、許可の条件（※ 下記「3 許可基準」参照）を満たしていることを書面上で確認します。



(2) 労働基準監督署による実地調査

- 実地調査は、原則、申請書等提出後、事前に日程調整したうえで、実施されます。
- 宿日直業務に実際に従事する医師等へのヒアリングや、仮眠スペースの確認等を、原則として実地で行い、申請時に提出された書類の内容が事実在即したものか確認を行います。



(3) 労働基準監督署からの許可書の交付

- 上記（1）～（3）の結果、許可相当と認められた場合に宿日直許可がなされ、労働基準監督署から許可書が交付されます。

2 提出する申請書（様式第 10 号）及び添付資料

宿日直許可申請に当たり、管轄の労働基準監督署に提出する標準的な資料は以下のとおりです。これらは標準的な例であり、実務上は監督官が調査に必要な範囲で別途提出を依頼することがあります。

(1) 申請書（様式第 10 号） ※ 別添 1（記載例は別添 2）参照

- 原本を 2 部提出する必要があります。

(2) 宿日直当番表、宿日直日誌や急患日日誌等、宿日直中に従事する業務内容、業務内容ごとの対応時間がわかる資料（電子カルテのログや急患日誌等を基に作成）

(3) 仮眠室等の待機場所がわかる図面及び写真

(4) 宿日直勤務者の賃金一覧表（月額） ※ 別添 3 参照

- 各宿日直勤務者の職種がわかるように作成してください。
- 宿日直対象者の中に他の医療機関の所属医師等が含まれている場合は、当該医師等については記入不要です。

(5) 宿日直手当の算出根拠がわかる就業規則等

3 許可基準

宿日直許可の基準は以下のとおりとなります。

なお、以下の記載事項を基に、別添4として、申請前チェックリストを作成したため、ご活用ください。

(1) そもそも断続的な宿日直勤務とは

本来業務終了後などに宿直や日直の勤務を行う場合、当該宿日直勤務が断続的な労働と認められる場合には、行政官庁の許可を受けることにより、労働時間や休憩に関する規定は適用されないこととなる。

(2) 一般的許可基準（昭22・9・13 発基17号）

① 勤務の態様

- 常態として、ほとんど労働する必要のない勤務のみを認めるものであり、定時的巡視、緊急の文書又は電話の收受、非常事態に備えての待機等を目的とするものに限り許可するものであること。
- 原則として、通常の労働の継続は許可しないこと。したがって始業又は終業時刻に密着した時間帯に、顧客からの電話の收受又は盗難・火災防止を行うものについては、許可しないものであること。

② 宿日直手当

宿直勤務1回についての宿直手当又は日直勤務1回についての日直手当の最低額は、当該事業場において宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の一人1日平均額の1/3以上であること。

③ 宿日直の回数

許可の対象となる宿直又は日直の勤務回数については、宿直勤務については週1回、日直勤務については月1回を限度とすること。ただし、当該事業場に勤務する18歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうるすべてのものに宿直又は日直をさせてもなお不足であり、かつ勤務の労働密度が薄い場合には、宿直又は日直業務の実態に応じて週1回を超える宿直、月1回を超える日直にも許可して差

し支えないこと。

④ その他

宿直勤務については、相当の睡眠設備の設置を条件とするものであること。

(3) 医師、看護師等の場合の許可基準 (令元・7・1 基発 0701 第8号)

医師等の宿日直勤務については、上記(2)の一般的な許可基準に関して、より具体的な判断基準が示されており、以下の全てを満たす場合には、許可を与えるよう取り扱うこととされている。

- ① 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること (通常の勤務時間が終了していたとしても、通常の勤務態様が継続している間は宿日直の許可の対象にはならない)。
- ② 宿日直中に従事する業務は、上記(2)①の一般的な許可基準の中で示した業務以外には、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ることとし、例えば以下の業務等をいう。
 - 医師が、少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等 (軽度の処置を含む。以下同じ。) や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
 - 医師が、外来患者の来院が通常予定されない休日・夜間 (例えば非輪番日など) において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
 - 看護職員が、外来患者の来院が通常予定されない休日・夜間 (例えば非輪番日など) において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等を行うことや、医師に対する報告を行うこと
 - 看護職員が、病院の定時巡回、患者の状態の変動の医師への報告、少数の要注意患者の定時検脈、検温を行うこと
- ③ 宿直の場合は、夜間に十分睡眠がとり得ること。
- ④ 上記以外に、一般の宿日直許可の際の条件 (上記(2)) を満たしていること。

4 その他留意事項

宿日直勤務及び許可申請については、以下の点にもご留意ください。

(1) 宿日直許可申請は、一部の診療科のみ、一部の職種のみ、一部の時間帯のみ（深夜時間帯のみ 等）の許可を申請することもできます。

(2) 宿日直許可を得ずに行う宿日直は通常の労働時間として取扱う必要があります。

(3) 許可を得た宿日直勤務中に、通常と同態様の業務（例えば突発的な事故による応急患者の診療又は入院患者の死亡、出産等への対応など）がまれにあり得るとしても、一般的には、常態としてほとんど労働することがない勤務であり、また宿直の場合夜間に十分な睡眠が取り得るものと認められれば、宿日直の許可は可能です。

(4) 許可を得た宿日直業務中に通常の労働が発生した場合には、労働時間として取扱う必要があります。

(5) 実際の許可・不許可事例について、厚生労働省のホームページ等から確認も可能です。ご参照ください。

※ その他、宿日直勤務及び許可申請についてお困りの際は、東京都医療勤務環境改善支援センターにご相談ください。